

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

夫が職場で国民年金の任意加入制度について聞いてきて、老後のことを考えて、昭和51年3月に任意加入して以来、毎月国民年金保険料を納付していた。夫が転職したこともなく、保険料を納付できないような状況ではないのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和51年3月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、申立人の夫は継続して勤務していたことが確認でき、申立人の国民年金の資格喪失届を行うような事情は無かったとする主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間について、オンライン記録では、59年7月19日に申立人が国民年金被保険者資格を喪失した旨の処理が行われているが、A市町村では、年度当初に1年分の国民年金保険料の納付書を送付していたことから、当該納付書により保険料を納付することは可能であったことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間については、その前年の59年7月19日に申立人が国民年金被保険者資格を喪失した旨の処理がされており、翌年度の納付書は作成されないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年9月まで

昭和55年10月に国民年金に任意加入した際、窓口の職員に54年4月から55年9月までの未納期間についても^{さかのぼ}遡って納付することができると言われ、私の実家からお金をもらい、私の夫が加入手続をして一括で国民年金保険料を納めた。納付場所について夫は記憶していないが、一括で納付した期間が未加入の記録とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年10月に国民年金の任意加入手続をした際に、申立期間の保険料を遡って納付した。」と主張するところ、申立人が所持する年金手帳及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、55年10月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間については国民年金に未加入の期間であることから、当該期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立期間については、申立人の夫は共済組合に加入しており、申立人は、国民年金の任意加入被保険者に該当することから、制度上、遡って国民年金に加入することはできない。

さらに、A市町村では、「当市町村が保管する国民年金保険料の納付書の控えを確認したが、申立期間の納付書の控えは無かった。」と回答している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月ごろから 45 年 6 月ごろまで
② 昭和 45 年 9 月ごろから 50 年 12 月ごろまで
③ 昭和 51 年 1 月ごろから同年 5 月ごろまで

申立期間①について、私は、A株式会社で働いた。

申立期間②については、近所の人で紹介で、B有限会社で働いた。

申立期間③については、B有限会社の取引先で紹介でC有限会社で働いた。

申立期間①から③までについては、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主及び同僚の証言から、申立人は、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 59 年 1 月 1 日であり、申立期間①当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A株式会社では、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、従業員は各自で国民健康保険と国民年金に加入することとしていた。」と回答している。

さらに、当時の同僚は、「申立人と同じ現場で作業員として働いていたが、申立期間①当時は、だれも厚生年金保険に加入しておらず、保険料も引かれていなかった。」と証言しているところ、当該同僚は、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②の

うち、昭和 46 年 10 月 13 日から 47 年 5 月 20 日までの期間及び 47 年 10 月 17 日から 48 年 12 月 31 日までの期間について、B 有限会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 1 月 1 日であり、申立期間②のうち、45 年 9 月から 47 年 12 月 31 日までの期間は、適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、事業主は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となった時に、従業員から厚生年金保険の加入希望を確認し、希望する者の加入手続を行った。」と証言し、当時の同僚は、「会社が厚生年金保険に加入する際、従業員全員が集められ、加入について希望を聞かれた記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人及び上記の同僚は、「当時の従業員数は 20 人から 30 人ぐらいだった。」と述べているところ、B 有限会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 1 月 1 日の被保険者資格の取得者は、13 人であることが確認できる。

加えて、B 有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、昭和 48 年 1 月 1 日から 50 年 12 月までの間の健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C 有限会社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間③当時、C 有限会社に勤務していた者は、「申立人を記憶していない。」と述べている上、C 有限会社が保管する「厚生年金保険に加入させた従業員リスト」に、申立人の氏名は無く、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、C 有限会社では、「試用期間後に、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いだったが、加入を希望しない者については加入手続を行わないこともあった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間③において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 4 月ごろまで
② 昭和 38 年 7 月 30 日から 41 年 5 月ごろまで
③ 昭和 41 年 6 月ごろから 42 年 5 月ごろまで
④ 昭和 43 年 8 月ごろから 45 年 9 月ごろまで
⑤ 昭和 60 年 8 月ごろから 61 年 7 月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和 37 年 8 月に大型自動車免許を取得し、A株式会社B営業所で、C工事の仕事をしていた。

申立期間②については、株式会社Dに3年間勤務していたが、厚生年金保険の記録が2か月しかない。

申立期間③については、株式会社Eで勤務していた。

申立期間④については、F事業所を経営しながら、G株式会社H事業所で、I職として勤務していた。

申立期間⑤については、株式会社JのK事業所で妻と一緒に勤務していた。

これらの期間について、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A株式会社で、C工事の仕事をしていた。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「当社では、申立人が記憶するC工事は行っておらず、申立人が当社で勤務していた記録も無い。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について同僚から聴取することができない。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人は、「株式会社Dでの厚生年金保険の記録は2か月しかないが、3年間勤務していた。」と主張している。

しかしながら、株式会社Dの事業主は、「当時の資料は無いが、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続をしていた。厚生年金保険の記録が無いのであれば、申立人は申立期間②において勤務していなかったのではないか。」と回答している。

また、申立期間②に株式会社Dにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の社員から聴取したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の同事業所での勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人が株式会社Dの次に勤務したとする株式会社Eの社長の息子が、申立期間②のうち、昭和40年6月から41年5月までの期間は、株式会社Eに勤務していた旨の証言をしている。

加えて、申立人は、申立期間②のうち、昭和40年6月から41年5月までの期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

3 申立期間③について、申立人は、「株式会社Eで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、上記の社長の息子の証言から、申立人は、申立期間③ではなく、申立期間②のうち、昭和40年6月から41年5月までの期間（以下「申立期間②の一部」という。）において、株式会社Eに勤務していたことが推認できる。

また、上記の社長の息子は、「申立期間②の一部及び申立期間③当時の厚生年金保険の取扱いについては、資料が無く不明である。」と証言しているところ、当時の社員の中で連絡が取れた二人のうち、一人は入社から1年6か月後に、他の一人は5か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立期間②の一部及び③当時、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、株式会社Eの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間②の一部及び③の前後に健康保険番号の欠番も無い。

4 申立期間④について、申立人は、「G株式会社H事業所でI職として勤務していた。会社の総務担当者の氏名を記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶するG株式会社H事業所の総務担当者は、「申立人は、G株式会社H事業所に勤務しておらず、I職は申立人では

なかった。」と証言しており、申立期間④当時、同事業所でI職をしていた者は、「申立人を知らない。」と証言している。

また、申立期間④当時、G株式会社H事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の者は、「申立人は、F事業所を経営しており、H事業所では勤務していない。」と証言しており、申立人の同事業所での勤務実態等については確認できない。

さらに、申立人は、申立期間④において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、G株式会社H事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

5 申立期間⑤について、株式会社Jの事業主及び同社K事業所長の証言から、申立人は、同社K事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Jの事業主は、「申立人から正社員にしてほしいと何度も頼まれたが、申立人とその妻を正社員として雇用しておらず、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかの記憶は無い。」と述べており、申立期間⑤のうち、昭和61年4月から同年7月までの期間について、国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていることが確認できる。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

6 このほか、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 11 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 12 月 10 日に A 事業所を退職した後、A 事業所で同僚だった B さんと一緒に、C 事業所で勤務した。

勤務した昭和 43 年 12 月 11 日から 46 年 12 月末までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「前の職場である A 事業所の同僚と一緒に C 事業所で勤務した。」と主張しているところ、当該同僚の同事業所に係る厚生年金保険の記録も無いことが確認できる上、申立期間①の直前まで勤務していた A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人及び当該同僚は、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も健康保険を任意継続していたことが確認できることから、申立期間①当時、申立人は、C 事業所において、厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

また、申立期間②について、D 事業所が保管する人事記録から、申立人は、C 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の人事記録によると、申立人は、申立期間②において共済組合に加入しており、昭和 47 年 3 月以降に退職一時金が支給されていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 9 日から 60 年 3 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 16 日から 62 年 4 月 14 日まで

申立期間①について、私は、A株式会社B工場の雇入通知書を所持しており、同事業所へ出稼ぎに行っていた。

また、申立期間②については、C株式会社D支店へ出稼ぎに行き、仕事をしていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当時の同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人のA株式会社B工場における勤務実態等を聴取することができない。

また、申立人が所持するA株式会社B工場の雇入通知書には、「退社」のゴム印が押されていることが確認できるところ、同社では、「当社が保管する人事記録から、昭和 59 年 9 月 9 日に申立人の入社手続を行ったことは確認できるが、厚生年金保険の加入手続を行った記録は無い。また、雇入通知書に「退社」のゴム印を押しているのであれば、入社手続後に出勤しなかったか、2 週間の見習期間中に退社したかのいずれかが考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間①とほぼ一致する昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 28 日までの期間に、別の事業所で厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、A株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間①において健康保険番号

の欠番も無い。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人はC株式会社D支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社D支店の当時の社員は、「出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険に加入するためには、入社後約6か月の試用期間後に試験を受けて正社員にならなければならなかった。」と証言している。

また、オンライン記録を確認したが、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、被保険者期間等からみて、出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月1日から45年4月10日ごろまで
② 昭和45年10月1日から46年1月12日まで

私は、公共職業安定所から紹介され、申立期間①については同じA市町村のB氏と一緒に、申立期間②については一人で、C株式会社に出稼ぎに行ったが、46年1月12日から同年4月11日までの期間の厚生年金保険の加入記録しかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「C株式会社には2回とも10月から出稼ぎに行き、正月には自宅に帰らなかった。」と主張しているが、申立人の妻は、「何回出稼ぎに行ったかは記憶していないが、12月の末ごろ出稼ぎに行って、正月にいったん自宅へ帰ってきた記憶がある。」と述べており、申立人の主張とは符合していない。

また、申立人が申立期間①と一緒に出稼ぎに行ったとする者は、「申立人と一緒に出稼ぎに行ったことはない。」と証言しており、この者のC株式会社における厚生年金保険の記録も無いことが確認できる上、申立人は、申立期間①及び②において、ほかに同僚等の氏名を記憶していないため、同僚から申立人のC株式会社における勤務実態等を聴取することができない。

さらに、C株式会社の当時の労務担当者は、「申立人のような出稼ぎの期間工についても入社と同時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させていた。」と証言しているところ、昭和44年10月及び45年10月にC株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、翌年4月に喪失している者は延べ1,892人おり、そのうち連絡が取れた8人は、「私は、期間工だったが、入社後すぐに厚生年金保険に加入し、会社から健康

保険証を受け取ったと記憶している。」と証言している上、申立人の会社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に加入し保険料の免除申請を行い承認されていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。